古賀市子ども・子育て支援事業 課題シート

基本目標1「子どもの健やかな育ちのための支援」についての課題

【こども大綱】

- ○こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に推進する。
- ・インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進める。
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境を整備する。
- ・規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。
- ・こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。
- ・学校給食の普及・充実や栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。
- ○こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

国の方針及び 社会動向

- ・待機児童対策とともに、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・ 保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。病児保育の充実を図る。
- ・障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。
- ・地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準 の改善を進める。
- ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【改正児童福祉法】※一部抜粋

- ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ・こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備
- ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等事業
- ・児童発達支援センターの役割の明確化や、障がい種別にかかわらない障がい児の支援

現行計画の方向性

- (1)子どもの健やかな心の支援
- (2)子どもの健やかな身体の支援
- (3)次世代を担う子どもへの支援体制の充実

(1)子どもの健やかな心の支援

- ・青少年育成活動推進事業:全小学校区で、地域住民が中心となり放課後子供教室を実施する体制 が整い、子どもたちの放課後の居場所づくり、活動の場を提供することができた。
- ・教育相談事業:心の教室相談員を全小・中学校に1名ずつ配置し、令和 5 年度は延べ 3,966 時間、実質人数 2,770 人の児童生徒に対応した。教師・保護者ではなく気軽に話せる相談員を配置することで、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを持てる環境づくりを提供することができた。

現在の取り組み

・乳幼児親子交流・支援事業:親子が一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場「つどいの広場でんでんむし」が、予約・時間制限等なしで利用が出来るようになり、利用者数が 1.7 倍に増加。乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施。子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。

(2) 子どもの健やかな身体の支援

・健康づくり推進事業:健康チャレンジ10か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の4つの柱を軸として、食や運動に関する健康づくりや健康測定、健康講話等を通して、健康増進や生活習慣病の発症及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸に努めた。

小野小学校(全校生徒)と古賀西小学校(6年生)と連携し、骨密度測定や健康講話、情報提供 などを行い健康管理の意識向上に努めた。 食生活改善推進事業:食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高 齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進した。(こどもクッキングや親子クッキング、男 性の料理教室等) また、食生活改善推進会の自主活動として、簡単レシピの作成・配布や YouTube を活用し「推し レシピ」を配信した。その他にも、花見小学校でのみそづくり体験やスタンドアローン事業(子 ども自立支援事業)に参加する中学生を対象に調理実習、小中学校での減塩パネルの展示などを 行い、食育の推進を図った。 令和5年度より産学官の連携による「古賀式私の朝プロジェクト」が立ち上がり、朝食の摂取促 進に向けた取組が始まった。 ・子ども発達支援事業:令和2年度より継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。相談支援、 グループ活動、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及 び保護者や支援者に対して子どもの特性への理解について支援した。 (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実 ・キャリア教育推進事業:小学校では、学校段階でのキャリア教育を実践する手立てとして、総合 的な学習の時間を有効に活用して接遇マナー研修を実施した。受講後の児童には、受け答えや返 事の態度に変化が見られるなど成果があった。 令和 5 年度から中学1年生を対象に、各中学校に様々な職業人を招き、「職業観」や「働くこと の意義」などについて語り合う「夢授業」を実施した。生徒は普段、接することのないような職 業人と語り合うことで多様な職業に触れることができたが、幅広い職業人を集められるかが課題 である。 ・スタンドアローン支援事業:経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を対象 に、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施し、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行 った。また社会体験学習支援では人権教室、健康教室、調理実習、未来を見据えたマネー講座、 ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントを行うことができた。支援が必要な生徒に寄り添 えるよう、学校や関係機関との連携を更に強化して、参加を促すとともに、生徒の課題を把握し 解消につなげていく必要がある。また、令和4年度から試行的に始めた軽食の提供を継続して行 い、学習環境の充実を図った。これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てる ような事業を計画し、実施していく。 ○子どもたちにとって夢があるまち ・子どもが「やりたい!」と思ったことを叶えられるまち(年齢にかかわらず) 子ども・若者ワー 子どもたちが好きなことを見つけやすいまち クショップの意見 ・気楽に学校で学べない体験や楽しめる体験ができるようにする ・困った時に、相談できる人が身近にいる 調査結果概要 問番号 ・小6で、「自分にはよいところがある」について、「どちらかといえばそう思 う」が 43.4%と最も高く、次いで「そう思う」が 38.8%、「どちらかと言えばそ 【小6】 う思わない」が 12.0% 問8 【中3】 ・中3で、「自分にはよいところがある」について、「どちらかといえばそう思 問8 う」が43.6%と最も高く、次いで「そう思う」が37.7%、「どちらかと言えばそ う思わない」が 14.0%。 ・小6で、「自分の将来が楽しみだ」について、「そう思う」が 46.4%と最も高 アンケート調査 く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.5%、「どちらかと言えばそう思 【小6】 結果 わない」が 14.4%。 問8 ・中3で、「自分の将来が楽しみだ」について、「どちらかといえばそう思う」が 【中3】 40.9%と最も高く、次いで「そう思う」が 34.7%、「どちらかと言えばそう思わ 問8 ない」が16.0%。 【小6】 ・小6で、朝食の摂取状況をみると、「毎日食べる」が 79.5%と最も高く、次いで 問 10 「週に5、6日は食べる」が10.2%。 【中3】 ・中3で、朝食の摂取状況をみると、「毎日食べる」が80.5%と最も高い。 問 10

(1) 子どもの健やかな心の支援

本市では、子どもが心身ともに健やかに暮らすことができるよう、親子の居場所の提供及び相談体制を継続して実施しました。子どもが自分自身のことを大切にすることができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続します。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応したメディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を実施しました。

アンケート調査では、自分によいところがある思う割合は小中学生は8割以上いる一方、そう 思わない小中学生もおり、自分の良いところを見つけられるような機会や支援が必要です。

今後は、子どもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。

(2)子どもの健やかな身体の支援

次期計画に向けた課題

本市では、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的生活習慣を身に付けられるよう支援しました。また、個に応じた発達の支援を継続しました。

アンケート調査では、朝食を毎日食べていない小中学生が約2割となっています。また、家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあるため、引き続き規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

また、発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、関係者の連携の下で個に応じた発達の支援を実施していく必要があります。

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

本市では、次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるよう支援しました。

アンケート調査では、自分の将来が楽しみな子どもが小学6年生では約8割、中学3年生では 7割半ばとなっており、自身の望む生活の実現に向けて、社会で活躍している人と関わる機会 や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学ぶ機会等を引き 続き充実させることが必要です。

基本目標2「いきいきと子育てができる環境づくり」についての課題

【こども大綱】

- ○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。
- ・周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。
- ・産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取り組みを進めるなど、産前産 後の支援の充実と体制強化を行う。
- ・こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供 できる体制を構築する。
- ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、 NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。
- ・乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。
- ・悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。
- ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども家庭センターが、地域の保育所、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。
- ・孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関と の調整等の支援の強化に取り組む。
- ○ヤングケアラーへの支援
- ・ヤングケアラーに対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発 見・把握し、必要な支援につなげていく。

【改正児童福祉法】※一部抜粋

- ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ・こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備
- ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等事業
- ・児童発達支援センターの役割の明確化や、障がい種別にかかわらない障がい児の支援

現行計画の方向性

国の方針及び

社会動向

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- (2)子育て力向上のための支援
- (3)子育て情報提供の充実
- (4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- ・妊娠期支援事業:子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目の ない支援を実施し、必要に応じ医療機関等との情報共有を行いながら支援を実施するなど、妊産 婦への支援を充実させた。今後も継続する必要がある。
 - 中期すこやか教室(妊娠中の生活や栄養について、妊婦及び家族が会話を通じて交流)は年間5回実施したが、参加者が少ないため周知を努める必要がある。後期すこやか教室(沐浴指導等、赤ちゃんを迎える準備)は福岡女学院看護大学と連携し、年間4回実施した。

現在の取り組み

- ・産前・産後支援事業:市内在住のすべての家庭に訪問を実施(令和5年度実績:訪問率 99.2%)した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報を提供することができた。また、令和4年度より、子どもの誕生のお祝いとして、訪問時にベビーグッズの詰め合わせのプレゼントを実施している。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。
- ・乳幼児健康支援事業:子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、乳幼児健診及び 育児相談会を行った。健診受診率も 100%近くとなっており、健診後のフォローも実施した。
- ・乳幼児親子交流・支援事業:子育で中の親子の困り感に早期対応できるよう、親子遊びや情報交換の場を提供しながら相談に応じ、月齢に応じた事業(1歳誕生広場、2歳元気っこ広場等)を展開した。また、LINE による参加予約を開始したことにより、保護者が気軽に事業に申し込むことができるようになった。

(2)子育て力向上のための支援

- ・食生活改善推進事業:食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進した。
- ・乳児母子支援講座事業~IPPO プログラム事業~:2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビーマッサージやあやしうた等の実技や参加者同士の交流を通じて、母子の愛着形成を図った。

(3)子育て情報提供の充実

- ・乳幼児親子交流・支援事業:官民協働で子育て支援事業を1冊にまとめた「子育てBOOK」を発行し、妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時に説明し配布した。公共施設や子育てに関する施設への配架や、市公式 LINE からも見ることができるようにするなど積極的な周知に取り組んだ。今後もさまざまな手段で効果的な情報を提供していく。
- ・青少年育成活動推進事業:計6回「こがっち(子どものための地域情報)」を発行し、小学生は 小学校を通じて全員配布、中学生は教室掲示を行い、子どもたちに直接情報を届けた。また、ホ ームページやフェイスブック、LINEなど、多様な方法で情報発信に取り組んだ。いろいろな 体験活動を企画・立案し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めた。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

- ・児童権利擁護事業:福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を実施した。令和5年度より実務者会議の運営方法を変更し、学校訪問の回数を増やした。会議の負担軽減が図られ、訪問を行うことで情報共有がスムーズに行うことができた。
 - 相談件数は年々増加かつ複雑化しており、更なる相談体制の強化が必要である。
- ・青少年健全育成対策事業:青少年育成に関する悩み相談や不登校・引きこもり等へ、電話、メール、訪問(家庭訪問、登校支援)による継続的な相談対応や、市関係各課、学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携をはかり支援を行った。年々相談件数が増加しており、更なる相談体制強化を図るため、令和 6 年度から「家庭児童相談室」「子育て世代包括支援センター」「青少年支援センター」を統合させた「子ども・若者相談室」を設置。

	グサス版にフター」で削口でせた「丁乙〇・石石伯畝主」で改直。	
	調査結果概要	問番号
	・子育ての環境や支援への満足度について、「ふつう」の割合が 33.1%と最も高く、次いで「やや満足」が 30.0%、「やや不満」が 14.8%。 平成 30 年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が増加しています。一方、「やや不満」「ふつう」の割合が減少しています。	【就学前保護者】 問 26
	・子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどんなことですかについて、「子育てで出費がかさむ」が 40.1%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が 29.3%、「子どもとふれあう時間が十分にとれない」が 22.1%。 平成 30 年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」の割合が増加しています。一方、「不安に思うことは特にない」の割合が減少しています。	【就学前保護者】 問 27
アンケート調査 結果	・子育てについてどんな情報を得たいと思っていますかについて、「子どもの遊び場や施設」が 53.0%と最も高く、次いで「子育ての手当や公的助成」が47.2%、「子連れで参加できるイベント」が43.4%。 平成 30 年度調査と比較すると、「子どもの食事や栄養」「保育園や幼稚園のこと」「子育ての手当や公的助成」の割合が増加しています。	【就学前保護者】 問 31
	・子育てについてどんな情報を得たいと思うかについて、「学校のこと」の割合が53.1%と最も高く、次いで「子どものしつけや勉強」が51.7%、「子どもの遊び場や施設」が36.9%。 平成30年度調査と比較すると、「子どもの発育や病気」「子どもの食事や栄養」「子どものしつけや勉強」「学校のこと」「子育ての手当や公的助成」「子どもの遊び場や施設」「子連れで参加できるイベント」の割合が増加しています。一方、「特になし」の割合が減少しています。	【小学生保護者】 問 14
	・子育ての環境や支援への満足度について、「ふつう」の割合が 47.2%と最も高く、次いで「やや満足」が 23.8%、「やや不満」が 15.1%。 平成 30 年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。	【小学生保護者】 問 31
	・古賀市が取り組む青少年や若者の政策にどんなことを望むかについて、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が34.0%と最も高く、次いで「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が30.6%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が23.4%。	【若者本人】 問 35

	・「あなたはヤングケアラーという言葉を知っていますか」について、「言葉も内容も知っている」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 20.2%、「言葉は聞いたことがある」の割合が 12.4%となっています。	【就学前保護者】 問 34
	・「あなたはヤングケアラーという言葉を知っていますか」について、「言葉も内容も知っている」の割合が 81.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 9.2%、「言葉は聞いたことがある」の割合が 9.2%となっています。	【小学生保護者】 問 25
	・家族の中にお世話(ケア)をしている人の有無について、「いる」が 16.6%。	小6 問16
	・家族のお世話(ケア)をすることで困っていることについて、「特に影響はない」が 75.0%と最も高く、次いで「宿題の時間を十分に取れない」の割合が 11.8%、「睡眠不足」の割合が 10.5%となっています。	小6 問 16-2
	・家族の中にお世話(ケア)をしている人の有無について、「いる」が 6.2%。	中3 問16
	・家族のお世話(ケア)をすることで困っていることについて、「特に影響はない」が56.0%と最も高く、次いで「睡眠不足」、「自分の好きなことをする時間が取れない」が20.0%。	中3 問16-2

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

本市では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター (KuRuKuRu) 」を中心に、切れ目のない支援体制の充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育ての環境や支援への満足度について、「ふつう」の割合が 33.1%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が 30.0%、「やや不満」の割合が 14.8%となっています。平成30年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が 増加しており、子育て支援の取り組みの効果がうかがえます。

また、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて、「子育てによる身体の疲れが大きい」が約3割となっています。平成30年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」の割合が増加しています。

今後も、子どもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う子ども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が必要です。

(2)子育て力向上のための支援

本市では、保護者の子育て力の向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図りました。

今後も、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して必要な支援につながるよう相談窓口等の周知などを図ることが必要です。

次期計画に向けた課題

(3) 子育て情報提供の充実

本市では、必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図りました。

アンケート調査では、子育てについて得たい情報について、就学前児童の保護者では「子どもの遊び場や施設」「子育ての手当や公的助成」「子連れで参加できるイベント」が上位に挙がっています。小学生の保護者では、「学校のこと」「子どものしつけや勉強」「子どもの遊び場や施設」の割合が上位に挙がっています。

今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、オンラインも活用した情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

本市では、子育ての孤立感や負担感を抱き、一人で悩まれている保護者が一定数いることから、相談体制を充実させるとともに、地域、保育所、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童等の適切な保護・支援を実施するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。

今後も、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があり、地域の保育所、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化することが必要です。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」についてもアンケート結果より一定数存在していることが分かりま

す。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意 向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

基本目標3「子育て家庭にやさしい生活環境づくり」についての課題

【こども大綱】

- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等 教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。
- ・高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度(いわゆる日本版HECS)の本格導入など、更なる支援拡充を検討する。
- ・児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけ を明確化し、拡充する。
- ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職 の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。
- ・長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の 福利厚生の充実を図ることにより、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよ う環境整備を進める。
- ・男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。
- ・男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見 直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図る。
- ○犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- ・こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やか に育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、 防災対策等を進める。

国の方針及び 社会動向

・こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

○ひとり親家庭への支援

- ・児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子 育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。こどもに届く生活・学習支援を進める。
- ・多くのひとり親に対して、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。
- ・こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履 行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

○こどもの貧困対策

- ・家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることのないよう教育の支援、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る。
- ・貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・ 出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。
- ・保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。
- ・様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高める。

【第5次男女共同参画基本計画】

・働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)をはじめとする関連法の着実な施行や履行確保を行いつつ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。

子ども・子育て支援事業計画

- (1)生活支援・経済的支援
- (2) ライフ・ワーク・バランスの支援
- (3)安心して外出できる環境の整備

現行計画の方向性

子どもの未来応援プラン(子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画)

- (1)教育支援
- (2) 生活支援
- (3) 保護者に対する就労支援
- (4)経済的支援

子ども・子育て支援事業計画

(1) 生活支援・経済的支援

- ・児童手当事業:幼児教育・保育無償化制度に適正に対応し、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
- ・児童扶養手当事業:子どもを監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給 し、ひとり親家庭等の子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
- ・就学援助事業:経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費(学用品費、給食費、修学旅行費など)を支給した。
- ・子ども医療事業:令和5年10月より3歳以上就学前まで無償化対象を拡大し、保護者の経済的負担を軽減することができた。

今後も対象者へ漏れのない確実な周知を継続していく必要がある。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

- ・子育て応援事業:ファミリー・サポート・センター事業(子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織)両者のマッチングがしやすいように、講習会にて相互の交流促進を図ったが、援助をしたい方が少ない事が課題になっている。利用者のニーズも変化し、ファミリー・サポート・センター事業のあり方(コーディネイト・フォローアップ研修等)を検討する必要がある。延べ利用回数は341回。
- ・男女共同参画推進事業:男女共同参画に係る一行詩の募集等の呼び掛けを行うことや、セミナーに講師を招いたことで幅広い年齢層の市民の参加があり、市民への啓発につなげることができた。令和5年度は、啓発事業3回、出前講座では、地域・企業からの依頼があり、対象者を絞った啓発につなげることができた。

(3)安心して外出できる環境の整備

- ・小中学生安全情報配信事業:「学校安心メールシステム」の活用し不審者情報等を保護者に配信することで、児童生徒及び地域の安全を守るための情報発信をスピーディーに行うことができた。保護者の「学校安心メールシステム」の登録は任意であるが、学校からの通知や市からのイベント周知などにも活用することで、保護者の登録促進を図った。
- ・交通安全推進事業:交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意 識啓発を図ることができた。

福岡県交通安全協会に依頼し市内8小学校の1・4年生を対象に交通安全教室を実施し児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。

・防犯対策事業:各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。

防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。

学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が 行う自主防犯活動の実態把握に務めた。

子どもの未来応援プラン(子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画)

(1)教育支援

- ・原則、全小中学校35人以下学級にするための少人数学級対応講師や小学校適応促進補助員の配置をはじめとした市独自の人的配置による、児童生徒に応じたきめ細かな指導を行い、環境に左右されない確かな学力保障につながった。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員の配置により、児童生徒 の悩みに寄り添うことができた。
- ・スタンドアローン支援事業や放課後子ども教室事業、市内 3 か所の児童センターなど学校外でも子どもが学習できる居場所を確保することで放課後等の学習支援の充実につながりました。
- ・幼児教育・保育の充実により、家庭環境に関わらず子どもの健やかな育ちの支援につながった。
- ・就学援助や制服リユースの取組、高等学校等入学支援支給制度等の実施、支援を要する児童生徒に対して特別支援教育コーディネーターによる適切な支援・相談対応により、すべての児童生徒が就学できるように努めた。
- ・多様な体験活動を通じて、自己肯定感の向上や生活習慣の改善等を図った。

(2) 生活支援

- ・経済的に困難な状況にある世帯に対し、生活相談や家計の見直しなど各分野の専門職が寄り添った相談対応を行い、課題解決に努めた。
- ・保護者の多様な保育ニーズに対応するため、待機児童対策、病児・病後児保育事業の推進に取り 組んだ。
- ・家庭における子どもの養育や子育て情報の提供など相談体制を充実することで、子育ての孤立 化、不安の軽減に努めた。
- ・一人ひとりが毎日実践・継続できる健康づくりのきっかけとなるよう「子ども版健康チャレンジ 10か条」を作成し、子どもたちの発育・発達の促進、生活習慣病予防につなげる取組を行った。
- ・子育て世代包括支援センターや自立相談支援機関を中心とした関係機関が連携して相談支援を行

現在の取り組み

った。

- ・経済的に困難な状況で支援が必要な世帯に対し、住居の確保や食料支援を行い安定した生活の確保に努めた。
- (3) 保護者に対する就労支援
- ・無料職業紹介所による就労支援を行い、保護者の安定的な就業につながった。
- ・各小学校区に学童保育所を開設し、児童が安心安全かつ健全に放課後等を過ごすことができる場 を提供することにより、保護者の就労支援につながった。
- ・自立支援教育訓練給付金事業をはじめとした事業の実施により、保護者の学び直しの視点も含め た就労支援を行った。
- (4) 保護者に対する就労支援
- ・子ども医療費及びひとり親家庭の子ども医療費の一部助成を行い、子どもの保健の向上と福祉の 増進を図った。
- ・生活保護世帯の子どもに対して、就学費及び進学準備給付金などを支給し、高校進学の支援を行った。
- ・児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等ひとり親家庭への経済的支援により、生活の安定を 図った。

	調査結果概要	問番号
	・経済的にみて、現在の生活状況についてどのように感じているかについて、「ふつう」が 47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が 32.1%、「大変苦しい」が 10.6%。	【保護者(生活実態)】 問30
	・今後、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思いますかについて、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が 47.9%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園の費用負担軽減」が 44.8%、「子どもがのびのびと遊べる場」が 33.6%。 平成 30 年度調査と比較すると、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「残業時間短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善の働きかけ」が増加しています。	【就学前保護者】 問 29
	・お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかについて、「母親が取得した」が 49.3%と最も高く、次いで「取得していない」が 31.0%、「母親と父親の両方が取得した」が 12.7%。 平成 30 年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」が増加しています。	【就学前保護者】 問 21
アンケート調査 結果	・育児休業を取得していない理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」が 25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 23.0%。 平成 30 年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が増加しています。	【就学前保護者】 問 21
	・子どもと外出する際に困ったこと、困ることについて、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が26.0%。 平成30年度調査と比較すると、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「授乳する場所や必要な設備がないこと」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が増加しています。	【就学前保護者】 問 28
	・どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思いますかについて、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が47.9%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園の費用負担軽減」が44.8%、「子どもがのびのびと遊べる場」が33.6%。 平成30年度調査と比較すると、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「残業時間短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善の働きかけ」が増加しています。	【就学前保護者】 問 29
	・どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについて、「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」が59.8%と最も高く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が50.1%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が32.4%。 ・平成30年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる身近な場やイベントの機会」「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「子どもたちが	【小学生保護者】 問 24

安心・安全に遊べる放課後の居場所」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改	
善善の働きかけ」の割合が増加しています。 ・過去1年間で経済的な理由で経験をされたことについて ・電気・水道・ガスなどの支払が滞ったことについて、「まったくなかった」の割合が94.1%と最も高くなっています。 ・食費を切りつめたについて、「まったくなかった」が54.0%と最も高く、次いで「たまにあった」が18.9%、「よくあった」が16.8%。 ・新しい衣服、靴を買うのを控えたについて、「まったくなかった」が37.0%と最も高く、次いで「たまにあった」が30.0%、「よくあった」が18.7%。 ・趣味やレジャーの出費を減らしたについて、「たまにあった」が32.6%と最も高く、次いで「まったくなかった」が31.0%、「よくあった」が19.4%。 ・子どもの塾や習い事をやめさせた。あきらめさせたについて、「まったくなかった」が83.3%と最も高く、次いで「たまにあった」が11.9%。 ・外食を控えたについて、「たまにあった」が33.7%と最も高く、次いで「まったくなかった」が26.6%、「よくあった」が22.2%。 ・生活困窮度別にみると、中央値の1/2未満で「よくあった」の割合が高くなっています。	【保護者(生活実態)】 問 28
・過去1年間で、子どもの教育費で負担が大きいと感じたものはありますかについて、「習い事の費用」が 39.2%と最も高く、次いで「塾の費用」が 35.7%、「負担が大きいと特に感じるものはない」が 21.1%。	【保護者(生活実態)】 問 29
・現在必要としていること、重要だと思う支援等について、「給付金などの現金支給」が 50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」が 23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」が 19.4%。	【保護者(生活実態)】 問 31
・小6で1週間の朝食の頻度について、「毎日食べる」以外を回答した割合は 19.8%となっている。 ・平成29年度調査と比較すると、1.8ポイント増加した。	小6 問10
・中3で1週間の朝食の頻度について、「毎日食べる」以外を回答した割合は 19.5%となっている。 ・平成29年度調査と比較すると、2.3ポイント減少した。	中3 問10
・ひとり親世帯の保護者の仕事について、「正社員・正規職員」と回答した割合 は、55.0%となっている。 ・平成29年度調査と比較すると、12.7ポイント増加した。	【保護者(生活実態)】 問 19

(1) 生活支援・経済的支援

本市では、『古賀市子どもの未来応援プラン』と整合を図りながら、事業を推進することで、 子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに 努めました。

保護者の生活実態のアンケート調査では、経済的にみて、現在の生活状況についてどのように感じているかについて、「ふつう」が47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が32.1%、「大変苦しい」が10.6%となっています。

また、生活困窮度別にみて、中央値の1/2未満の世帯で、「食費を切りつめた」「新しい衣服、靴を買うのを控えた」「趣味やレジャーの出費を減らした」「子どもの塾や習い事をやめさせた。あきらめさせた」「外食を控えた」の「よくあった」の割合が高くなっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「給付金などの現金支給」が50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」が23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」が19.4%となっています。

今後も、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てできる支援が必要です。

また、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては生活の安定のための支援、 教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められています。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

本市では、生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めまし た。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況について、「母親が取得した」が 49.3%と最も高く、次いで「取得していない」が 31.0%、「母親と父親の両方が取得した」が 12.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」の割合が

次期計画に向けた課題

増加しています。

また、取得していない理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」が 25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。

今後も、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、働きながら子育てしやすい環境づくり を推進していくことが必要です。

(3)安心して外出できる環境の整備

本市では、子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して 子どもを産み育てられる環境づくりに努めました。

アンケート調査では、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについて、就学前児童の保護者では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が 47.9%と最も高く、「子どもがのびのびと遊べる場」が 33.6%となっています。小学生児童の保護者では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が 50.1%と高くなっています。

また、子どもと外出する際に困ったこと、困ることについて、就学前児童の保護者では「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が 29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が 28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が 26.0%となっています。

今後も、乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、公園の設備・整備を行い、道路整備などの環境整備が必要です。

また、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

基本目標4「教育・保育提供体制の充実」についての課題

【こども大綱】

- ○こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に推進する。
- ・インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進める。
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境を整備する。
- ・規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。
- ・こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬 物乱用防止教育など、学校保健を推進する。
- ・学校給食の普及・充実や栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。
- ○こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ・待機児童対策とともに、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こど も園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・ 保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。病児保育の充実を図る。
- ・障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。
- ・地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学 びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の 高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

【改正児童福祉法】※一部抜粋

- ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ・こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備
- ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等事業
- ・児童発達支援センターの役割の明確化や、障がい種別にかかわらない障がい児の支援

【第5次男女共同参画基本計画】

・働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)をはじめとする関連法の着実な施行や履行確保を行いつつ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。

現行計画の方向性

国の方針及び

社会動向

- (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保
- (2) 保育サービスの充実
- (3)教育・保育の向上

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

- ・公立保育所管理運営事業:適正に公立保育所の管理運営をすることができた。 令和5年度において待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では 90人となった。
- ・幼児教育・保育支援事業:適正に事業運営費を支給し、事業補助金を支給することにより、円滑 な保育園運営ができるよう支援することができた。

現在の取り組み

(2)保育サービスの充実

- ・学童保育所管理運営事業:学童保育所利用希望者の増加に対応するためクラブ数を増設し、待機 児童ゼロを堅持することができた。
 - 各学童保育所では施設の老朽化により年々修繕箇所が増えており、児童の安心・安全な居場所の 確保のためには、計画的に施設の点検を行い必要な修繕等を実施する必要がある。
- ・保育サービス提供事業:延長保育事業、休日保育事業、病児保育事業、一時預かり事業などニー ズに応じた多様なサービスを提供した。

13

	(3)教育・保育の向上 ・少人数指導推進事業:学校で少人数学級対応講師を配置することで少人数指導等によるきめ細たな学習指導や生活指導を実施し、学習環境や生活環境の充実を図ることができた。 ・小学校教育支援員配置事業:小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学力の向上と学校生活の矛実のための支援を行った。 新しい環境になじめず学習や集団生活に困っている児童の支援やきめ細かな指導等を行い、学校生活の環境を整えるとともに学級の健全化を図ることができた。 ・学習支援事業〜学習支援アシスタント事業:市内小中学校において、授業中の個別支援、放課領補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身についていない児童生徒への支援事業:小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒党教育支援センター(あすなろ教室)に通級して、社会的自立につながった。玄海少年の家や(株ピエトロ等の外部機関と連携した体験活動、家庭訪問による支援、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談支援等を実施し、入級した中学3年4全員が高校に進学できた。また、スクールカウンセラーが学校巡回相談を行い、早い段階からの支援・助言を行うことで不登校の未然防止を図った。・学級人間関係づくり支援事業:各校にて、いじめ問題への対策・対応に重点を置いた「学校生活・環境多面調査」等を、一人一台端末等を活用して取り組み、児童生徒の生活上や人間関係」の課題を明確にし、良好な人間関係づくりの取組を推進できた。・部活動指導等支援事業:中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行った。令和5年度からは地域部活動指導員を古賀北中学校陸上部と古賀東中学校吹奏楽部に重置し、専門的な指導が受けられるとともに、顧問をしていた教員の働き方改革にもつながった。	
子ども・若者ワークショップの意見	○子どもたちにとって夢があるまち ・好きな分野が学べる学校 ・社会で使える知識、技能を学ぶ機会の充実 ・悪いことをしているときは、しかってくれる、意見を聞いてくれる先生が増えたら・学校に行けない人が繋がれる場所があることが大事 ・いじめや暴力から守ってもらえる(何かあった時には学校を休める環境があること・部活をやりたい生徒が十分に活動できる環境が必要(部活の時間が短い)	
	調査結果概要	問番号
	・保護者の現在の就労状況について、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.8%。 平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である」が増加しています。	
	・現在、幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用状況について「利用している」が 68.5%、「利用していない」が 31.5%。 平成 30 年度調査と比較すると、「利用していない」が増加しています。一方、「利用している」が減少しています。	【就学前保護者】 問 11
アンケート調査 結果	・平日の教育・保育事業の利用について、「認定こども園」が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.1%、「認可保育所」が12.5%。 平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」が減少しています。	【就学前保護者】 問 11-1
	・教育・保育事業の利用希望について、「認定こども園」が66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」が40.2%、「幼稚園」が36.2%。 平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」が減少しています。	【 就学前保護者 】 問 12
	・平日以外の定期的な教育・保育事業の利用希望はについて、土曜日では、「利用する必要はない」が57.1%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」が29.3%、「ほぼ毎週利用したい」が12.0%。 ・日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が81.4%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」が15.0%。	【就学前保護者】 問 14
	・対象のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法について、「母親が休んだ」が75.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が41.7%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が32.6%。	【就学前保護者】 問 16-1

平成 30 年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「病児の保育を利用した」が増加しています。	
・病児保育や病後児保育の利用希望について、「利用したい」が48.6%、「利用したいと思わない」が44.0%。平成30年度調査と比較すると、「利用したい」が増加しています。	【就学前保護者】 問 16-2
・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的でその都度利用している事業について、「利用していない」が86.6%と最も高くなっています。平成30年度調査と比較すると、「利用していない」が増加しています。	【就学前保護者】 問 17
・現在利用していない理由について、「特に利用する必要がない」が74.6%と最も高く、次いで「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が18.9%、「利用料がかかる・高い」が16.3%。	【就学前保護者】 問 17-1
・私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり事業に利用希望について、「利用したい」が 40.4%、「利用する必要はない」が 57.5%。 平成 30 年度調査と比較すると、「利用したい」が増加しています。	【就学前保護者】 問 18
・小学校低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間を 過ごさせたい場所について、「学童保育所」が 14.1%と最も高く、次いで「自 宅」が 10.1%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「ファミリー・ サポート・センター」が増加しています。	【就学前保護者】 問 20
・学校の授業がどのくらいわかりますかについて、「だいたいわかる」が 59.3%と 最も高く、次いで「とてもよくわかる」が 30.7%。	【小6】 問3
・学校の授業がどのくらい分かりますかについて、「だいたい分かる」が 62.6%と 最も高く、次いで「とてもよく分かる」が 18.5%、「あまり分からない」が 16.2%。	【中3】 問3

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

本市では、保護者の就労希望の増加に伴う幼児教育ニーズ及び保育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるように適切な提供体制の確保に努めました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、定期的な教育・保育事業の利用状況について「利用している」が68.5%となっており、認定こども園」が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.1%、「認可保育所」合が12.5%となっています。平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

また、定期的な教育・保育事業の利用意向について、「認定こども園」が 66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 40.2%、「幼稚園」が 36.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。

また、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 30.0%と最も高く、平成 30 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しており、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。

次期計画に向けた課題

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・ 処遇改善や現場の負担軽減などの保育体制の強化が必要です。

(2) 保育サービスの充実

本市では、家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、利用を希望する人がいることから、一時預かりの手続きの周知、Webなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。

また、保護者が必要としている事業が利用できるようサービス内容の周知を図る工夫が必要です。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、放課後の過ごし方の希望について、「学童保育所」が14.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が10.1%となっています。

今後も、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を着実に進め、学童保

育の安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どももおり、学童保育以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

(3)教育・保育の向上

本市では、子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために施設や組織体制等の充実に努め、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図ることができました。

アンケート調査では、学校の授業について、小6で「だいたいわかる」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「とてもよくわかる」の割合が 30.7%となっています。中3で、「だいたい分かる」の割合が62.6%と最も高く、次いで「とてもよく分かる」の割合が18.5%、「あまり分からない」の割合が16.2%となっています。

今後も、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するための諸施策の充実を図り家庭や地域と連携しながら、心豊かで健やかな子どもの育成をめざして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を推進する必要があります。あわせて、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、いじめ、不登校についても未然防止や早期対応体制の充実させる必要があります

基本目標5「子育てを支える地域づくり」についての課題

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

【こども大綱】

国の方針及び 社会動向	・様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や、地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。 ・地域にある多様な居場所、社会教育施設、こどもの意見表明支援や、こどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。
現行計画の方向性	(1)「地域総ぐるみ」子育て支援の推進 (2)子どもが地域の担い手となる体制づくり
	(1) [IIII](M) (27) . 757+IV 0.14/4
現在の取り組み	 (1)「地域総ぐるみ」子育て支援の推進 ・乳幼児親子交流促進事業〜ミニつどいの広場事業〜:学童保育所や地域の公園などで、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供し、地域の中で子育てがしやすい環境の充実を図った。 ・子育て応援サポーター活動推進事業:地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成した。サポーターが訪問活動や子育て支援事業に参加することにより、妊婦や乳幼児のいる家庭のサポートを行った。 ・校区コミュニティ活動推進事業:校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援した。 ・自治会活動支援事業:自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援した。 (2)子どもが地域の担い手となる体制づくり ・青少年育成活動推進事業(地域の公民館等で集団での通学合宿):地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常の生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊(地域の公民館等)を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成した。また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高めた。令和4年度は1校区のみの実施だったが、令和5年度は3校区で実施することができ、また実施日数も伸びたことにより、参加児童数は合計58人と大幅に伸びた。また実施日数が増えたことにより、参加児童数は269人と大幅に伸びた。通学合宿や寺子屋等については、現在の活動者に対する支援だけだなく、周囲の人々の理解や協力が広がるよう、事業の内容や意義について理解してもらう働きかけを行い続ける必要がある。
	○子どもたちにとって夢があるまち
子ども・若者ワー クショップの意見	・趣味があう人と出あえたり、あそんだりできる場所 ・リーパスみたいに自由にいろいろな活動ができる場所 ・いろいろな人と関わる(多世代が交流できる)機会があればいい ・(大人の気持ちも子どもの気持ちの両方が分かるような人がいる)安全に立ち寄れるところが欲 しい。
地域支援者ワークショップ等の意見	・子ども会(育成会)の休会(役員のなり手が少ない) ・PTCAや育成会等組織が縮小 ・外国人世帯の増加(地域の人たちと関わっていく機会を増やすことが重要) ・金銭的な貧困だけでなく、心の貧困の増加 ・共働きの増加により若い方は地域と関わることが少なくなった ・子どもの親同士の付きあいが減った ・つながりの希薄化 ・まわりとのかかわりが少なく孤立気味の家庭が増えている ・自己中心(無関心)な保護者が多くなった ・小さな不安や小さな不満を言うところがない(大きくなる前に) ・時代の変化に地域づくりのあり方が追い付いていない ・地域力の低下 ・子どもの居場所の減少

・子どもの居場所の減少

	・子どもにとっての身近な居場所として地域の公民館を活用していくべき ・地域交流の場の減少 ・支援が必要な人は増加している ・子育て情報がインターネット頼り(情報に惑わされている) ・子育て支援の伴走者が減少	
マンケート団木	調査結果概要	問番号
アンケート調査 結果	_	

アンケート調査	調査結果概要	問番号
アフケート調 <u>量</u> 結果	_	
次期計画に向けた課題	(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進本市では、家庭をはじめ、地域全体で子育てができるよう、地域団体等の活動をしているの団体等がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進しました。今後は、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めた域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及びの充実を図っていくことが重要です。また、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながして過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことがして過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことがして過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことがして過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことがして過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことがある。子どもが地域の担い手となる体制づくりでは、子どもの自主性や社会性を養い、子どもが「生きる力」を身につけるよう、「地域の担い手」としての活動を支援してきました。今後も、ボランティア・市民活動を通じて自主性・社会性を促し、地域の担い事教育の充実等の強化等が必要です。	るとともに、地 子育て支援事業 ら、安全に安心 が必要です。 ることができる

追加課題「こどもの権利、少子化対策、若者支援」についての課題

【こども大綱】

[こども・若者の社会参画・意見反映]

○地方公共団体等における取組促進

- ・様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう国の ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。
- ・こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。
- ○社会参画や意見表明の機会の充実
- ・こどもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組む。また、広く社会 に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。
- ・こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で、こども施策に関する十分な情報提供を行う。
- ・こどもや若者の、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて 取り組む。
- ○多様な声を施策に反映させる工夫
- ・全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。
- Oこどもまんなかまちづくり
- ・こどもの遊び場と、そのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流の機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。
- ○こども・若者が活躍できる機会づくり

・こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流を推進する。

- ○高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できる よう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。
- ・大学等において教育内容・方法の改善を進める。
- ・在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。
- ・大学等における学生の自殺対策などの取組や、障がいのある学生への支援を推進する。
- ・大学等における生涯学習の取組を促す。
- ○就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア 形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。
- ・離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。
- ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。
- ・結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。
- ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- ・子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等 に悩みや不安を抱えていたりする若者や、その家族に対する相談体制の充実を図る。
- ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、学生を含む若者に周知する。
- ・悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう、情報等を周知する。

国の方針

現行計画の方向性	_

現在の取り組み	_	
子ども・若者ワークショップの意見	 ○子どもたちにとって夢があるまち ・夢のことも悩んでいることも共有し合える(相談できる)人がいる ・不安な時、すぐに相談できる場所があることが大事 ・子ども・若者の声を対等に尊重し合える ・子どもにも大人にも子どもの権利についてもっと知ってもらう ・それぞれの個性やポテンシャルを表現し合える ・古賀に働く場所があるとよい ・このようなワークショップの場を増やせると良い 	
地域支援者ワーク ショップ等の意見	・親が子どもの権利を考えていない ・子どもの権利を子どもたちが学ぶ機会が必要(子どもの自己肯定感を高める)	
	調査結果概要	問番号
	・「子どもの権利」の認知度について、「名前も内容も知っている」が40.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が32.4%、「知らなかった」が26.8%。	【就学前保護者】 問 23
	・子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように 意識をしたことはありますかについて、「常にしている」が54.0%と最も高く、 次いで「ときどきしている」が39.7%。	【就学前保護者】 問 24
	・子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」が90.6%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」が85.7%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が83.1%。	【就学前保護者】 問 25
	・「子どもの権利」の認知度について、「名前も内容も知っている」が39.8%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が33.9%、「知らなかった」が26.2%。	【小学生保護者】 問 21
	・子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように 意識をしたことはありますかについて、「ときどきしている」が51.0%と最も高 く、次いで「常にしている」が44.9%。	【小学生保護者】 問 22
アンケート調査	・子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」が84.5%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」が79.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が71.3%。	【小学生保護者】 問 23
結果	・「家族は自分の意見を大切にしてくれている」の問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が92.2%と高くなっているが、「どちらかといえばそう思わない」「思わない」と答えた割合も7.1%存在する。	小6 問8
	・「家族は自分の意見を大切にしてくれている」の問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が96%と高くなっているが、「どちらかといえばそう思わない」「思わない」と答えた割合も3.9%存在する。	中3 問8
	・いつかは結婚して家庭を持ちたいと思いますかについて、「はい」が 62.1%、「いいえ」が 19.1%。	若者 問 26
	・現在結婚について抱いている不安について、「経済的な面」が 54.1%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあえるか」が43.8%、「自分の自由な時間をもてるか」が 22.6%。	若者 問 27
	・結婚したくないと考える理由について、「自分の自由な時間をもてないから」が57.8%と最も高く、次いで「経済的な面」が33.3%、「家族を持つ責任が重いから」が28.9%。	若者 問 28
	・将来に関することで不安に思っていることについて、「経済的なこと」が58.7% と最も高く、次いで「健康のこと」が36.6%、「就職のこと」が30.2%。	若者 問 30
	・現在の雇用形態について不安なことについて、「収入が少ない」が66.7%と最も高く、次いで「立場が不安定」、「不安なことは無い」が19.0%。	若者 問 18

・将来の進学について、「大学まで(大学院をふくむ)」が55.9%と最も高く、次いで「高等学校まで」が 26.2%、「専門学校まで(高校卒業後に進学するもの)」が14.0%。家族構成別にみると、ひとり親世帯で「高等学校まで」の割合が高くなっています。	中3 問11
・若者の家からの外出頻度について、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する 用事のときだけ外出する」が2.1%。「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなど には出かける」が 2.6%。「自室からは出るが、家からは出ない」が 0.4%。「自 室からほとんど出ない」0.4%。	若者 問 2

(1)子ども・若者の権利について

アンケート調査では、「子どもの権利」の認知度について、「名前も内容も知っている」が就 学前保護者で40.2%、小学生保護者で39.8%と最も高くなっています。

また、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますかについて、「常にしている」が 54.0%と最も高く、次いで「ときどきしている」が 39.7%になっています。

さらに、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」「自分の考えを自由に言えること」「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の意見が多くなっています。

今後、子ども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。

さらに、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、子ども・若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

(2) 若者への支援について

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者のアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「就職のこと」が 30.2% などとなっています。

離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自立に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

次期計画に向けた課題

②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者のアンケート調査では、いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人は 62.1%、持ちたいと 思わない人は 19.1%となっています。

また、現在結婚について抱いている不安について、「経済的な面」が 54.1%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあえるか」が 43.8%、「自分の自由な時間をもてるか」が 22.6%となっており、経済的な余裕や精神的な余裕があげられており、経済や生活の安定が結婚の意向に影響があることが想定されます。

そのため、結婚の希望がかないやすくなる支援・環境や効果的な少子化対策としては、経済的な支援や、安定した雇用等の就労支援、さらに、出会いの機会・場の創出支援について、各種情報提供を充実させることが必要です。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

若者のアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「経済的なこと」が 58.7%と最も高く、次いで「健康のこと」が 36.6%、「就職のこと」が 30.2%などとなっています。

また、ひきこもりの状態にある若者も一定数存在しています。

進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を 図るとともに、ひきこもり状態にある若者については、就労に向けたサポートなどが必要となり ます。